

○議長 小田 武人君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、日本共産党の川上です。

まず最初に、国勢調査の速報値の発表がありました。芦屋町の人口は 14,199 人で、平成 22 年に比べて 1,170 人の減、増減率ではマイナス 7.61% で県内の下位から 6 番目となっており、大変厳しい結果となっています。今回の福岡県の結果を見ると、福岡市を中心とした都市圏のみ人口増となっており、北九州市の著しい落ち込みが影響し、周辺都市圏の人口減になっていることも考えられます。この間、町長や職員によって教育や子ども医療、子育て支援、定住政策など人口減少に歯止めをかける施策の充実を行い、県内でも誇れる到達を築いているものもあります。

最近、自治区に転入されてきた子育て世代の婦人に芦屋町について伺うと、「環境もよく、子育てしやすく、住みよい町です。妹にも芦屋町に住むことを勧めています。」と語っていました。私たちはそこに確信を持ってまちづくりを行わなければいけません。芦屋町も努力していますが、他の町村もさまざまなまちづくりの施策を行っています。地理的条件に困難はありますが、さらなる施策の拡充を行い、町民が「住んでよかった。」と言えるまちづくりを行うことが必要です。そういった立場から一般質問を行います。

まず最初に、障害者問題について伺います。芦屋町障害者計画が策定されていますが、障害者、児への課題は差別問題にとどまらず、社会参加や自立への環境整備、教育・福祉・労働・雇用分野での取り組みなど多くの課題を有しています。ノーマライゼーションの実現という観点から、次の点について伺います。

まず、第 1 点目に、今年度施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法に対応した取り組みの推進について、どのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

28 年 4 月から施行されます、いわゆる障害者差別解消法のポイントの一つは、第 7 条に規定する行政機関等における障害を理由とする差別の禁止に関するもので、具体的には、「行政機関等が事務事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。」及び「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。」と規定されていることとございます。

このようなことから、本町では法第 10 条に規定する「地方公共団体等職員対応要領」を作成し、4 月から施行することにより、障害者に対する不当な差別的取り扱いの防止及び社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮が行えるよう取り組んでまいることとしております。このこと以外にも、相談及び紛争の防止等のため、障害を理由とする差別に関する相談窓口を福祉課などに設けること。また、職員研修等必要な啓発を行うことなどを計画しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

2014 年にですね、日本で障害者権利条約が批准されたとき、全ての障害者の思いは、「私たち抜きに私たちのことを決めないでください」がスローガンになっていました。障害者計画に障害者本人や関係者の意見が十分に反映されるよう、こういったふうにしなないといけないと思いますが、芦屋町ではできているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今の職員対応要領に関して御説明させていただきます。障害者差別解消法第 10 条第 2 項に、地方公共団体等職員対応要領を定めるに当たり、「あらかじめ障害者等の意見を反映させるよう努めなければならない。」とございます。

このことよって、芦屋町職員対応用要領の作成につきましては、3 月 8 日、あすでございますけども、遠賀郡の 3 障害の連絡協議会である「遠賀郡障がい者団体連絡協議会」に意見を伺うこととしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは 2 点目の障害者計画では、障害者理解の促進が重点的取り組みの項目の一つに挙げられています。計画における障害者理解の促進を図るために、具体的な取り組みはどう考えているかについて伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

24年3月に策定しました29年度までを計画期間とする障害者計画において、計画の基本的な考え方として、障害及び障害者に対する正しい理解の促進のため、障害者教育の推進と啓発・広報活動を促進することとしています。

具体的には四つの施策を掲げ、広報・啓発活動の推進においては、広報あしやで障害者週間に合わせて啓発やユニバーサルデザインを初めとした障害者の理解促進のほか、26年度の人権週間においては、町民向けに障害をテーマにトークアンドコンサートが開催されております。また、交流活動の促進では障害者レクスポや人権まつりの開催により、障害者等との交流の機会を確保しております。福祉教育の充実のためには、特別支援教育連携協議会でのインクルーシブ教育の研究等を進めております。権利擁護の推進に関しましては、25年3月に人権教育・啓発基本計画を策定したほか、適時、福祉課の窓口において相談や支援を行っております。今後は、このような取り組みを継続するとともに、28年度は障害者差別解消法が施行されたことにより、学校の教職員を含め、私たち職員一人一人が障害者理解を進めるために研修会を実施することを計画しております。

新たに28年度からは、芦屋町障害者自発的活動支援事業を創設し、障害者へのサポート事業、啓発事業を実施する当事者やサポート団体へ事業補助の形態で助成する制度を創設し、一層の障害者理解等を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町の障害福祉計画の中にですね、計画の基本目標としてノーマライゼーションの社会の実現、誰もが平和、平等に暮らせるバリアフリー社会の実現、人間尊重に根ざした自立生活の展開という、こういったものを掲げています。そういった点ではですね、こういった内容についても十分ですね、住民の中に周知されてですね、徹底されるようにしていただきたいと思います。

続きましてですね、障害者の社会参加等に要する経済的な負担を軽減するため、所得税、住民税の所得控除や自動車税の課税免除などの減免が図られています。また、自治体独自で文化、芸術、スポーツ等の公共施設の入場料、利用料の減免や公共交通機関の運賃の割引などを行っております。ノーマライゼーションを実現する観点から、芦屋町においてもこういった取り組みを行うべきではないでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者への各種割引の適用について、現状は事業者によって取り扱いが異なっております。例えば、バスの運賃割引に関しましては、国土交通省がバス事業者等へ標準運送約款を示した上で、各事業者へ運賃割引に関する協力を求めて実施されていますが、事業者間で割引の対象が異なっている現状がございます。芦屋タウンバスの場合、身体、知的、精神に関する手帳を所持されておれば、介護者 1 名までの運賃が半額になります。しかしながら、西鉄バスの場合は精神障害者が対象外、北九州市営バスも北九州市民以外の精神障害者は対象外になっております。

郡内他町の公共施設については、遠賀町のふれあいの里だけが、障害者手帳を持たれていれば入館料を半額としております。本町では、総合体育館内にある機能回復訓練室は、障害者手帳の提示によって利用料の半額を減免しております。小体育館や武道場、弓道場は、規定上減免が可能です。それと北九州市の場合は、体育施設であれば市内居住を条件として、障害者の手帳を所持されておれば 2 時間まで利用料が無料でございます。それと小倉城やいのちの旅博物館等の文化施設は、居住地を限らず、障害の手帳を所持しておれば入場料が無料となる所もございます。

このように、公共施設に関しても各自治体の判断により、障害の程度等を考慮し、障害者への割引制度が設けられております。障害者への割引制度は、障害者の外出の機会の確保や社会参加を促進する環境が整っていくものと考えておりますが、各施設の使用料等の考え方、運営方針もございますので、関係課で検討していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

公共交通とかですね、そういった分については国とか県とかそういった部分の責任で行われているところがありますが、特にやっぱり芦屋町自体も文化施設とかですね、そういった部分がありますが、今度の福祉計画の中でもですね、文化、スポーツ活動への参加促進ということで、文化事業やスポーツ事業などの障害者の参加を支援し、地域との触れ合いを促進します。誰でも参加できるよう各種文化、スポーツ事業の内容は周知方法の検討を図りますなどの施策を入れています。現在ですね、芦屋町のそういった文化とか、そういった部分の中で、障害者に対する減免制度をとっているもの、そういったものはあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、生涯学習課が所管いたします総合体育館などの体育施設や町民会館、公民館を利用する際の各種使用料、歴史民俗資料館や釜の里の入場料に関しては、各施設の設置条例等において、必要であると認めた場合、使用料を減免することができるかとされており、条例や規則におきまして、減免できる団体や利用目的などその対象条件を定めております。

先ほど福祉課長のほうからもお話がありましたが、小体育館、武道館、弓道場の使用料につきましては、町内に在住する障害者個人及び団体利用について減免規定がありますが、そのほかの各施設は障害者を含め、個人及び団体で利用した場合の減免規定はございません。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた場合、免除または減免とすることができるという規定がございます。これに応じまして、先ほどもありました総合体育館内の機能回復訓練室について、町内に居住する障害者が利用する場合、障害者手帳等を提示することで半額免除にしたり、また、障害者団体が例えば総合体育館でスポーツ大会を開催するに当たり、使用料の免除申請を行った場合は、内容を精査し、関係機関等と協議を行った上で減免したケースはございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今後ですね、そういった公共料金の見直しとか、そういった部分についてもあると思いますが、ぜひノーマライゼーションを進めていくという観点からですね、芦屋町の文化施設、特に釜の里とか歴史資料館とかそういった部分の入場料の見直し、そういったところをですね、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続いて、放課後デイサービスについて伺います。障害児の放課後の居場所であり、日常生活向上の訓練等を行う、放課後等デイサービスの現状と課題点について伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

放課後等デイサービス、芦屋すてっぷくらぶにつきましては、児童福祉法に基づき放課後や長期休暇中に障害児を対象に、居場所として、あるいは生活能力の向上のため訓練等を継続的に実施することで自立を促し、あわせて、保護者の療育負担の軽減を図るため、芦屋小学校内に25年11月1日に開設しております。

施設定員は1日当たり10名で、管理者及び児童発達支援管理責任者を含む毎日3名の職員体制で運営しております。利用者は、曜日により増減しますが、登録者は小学生7名、中学生4名、

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

高校生 3 名の合計 14 名の登録がございます。課題といたしましては、最近はやや利用者が減少していることとございます。これは 27 年 3 月に岡垣町に民間の放課後等デイサービスが開設されたことによるものと考えております。また、運営に当たり、町としては今後とも良質なサービスを提供するため、職員研修の実施等職員の資質向上を図っていくものでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

放課後デイサービスについてですね、子どもの権利条約第 31 条「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利」で位置づけられていますし、また障害者権利条約の中でも 30 条に、「文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」の権利が定められており、その均等な機会を有することの確保をすることとされておりますので、ぜひですね、これを拡充するとともに、また学校との連携、そういった部分についても十分行ってですね、やっていただきたいというふうに思います。

最後にですね、この世界中の障害者の皆さんの合言葉に、先ほど言ったように「私たち抜きに私たちのことを決めないで」、この合言葉こそがですね、障害者施策をつくる原点です。その精神は芦屋町でも生かし、障害のある人もない人も全ての町民がともに地域で暮らすことができる町となるために、差別解消法の第一歩となる取り組みを充実することを要望してこの質問を終わります。

続いて、子どもの権利条約から見た現状と子供の施策の充実について伺います。

日本は国連の子どもの権利委員会から、子供の貧困対策について見直しを求められています。そうした中で、2012 年の子供の貧困率は 16.3% と過去最悪を更新し、一刻も早い対策と改善が求められています。北九州市では、経済的な理由で食事が満足にとれなかったり、親が忙しくて一人で食べているひとり親家庭の児童・生徒に、食事の提供や学習支援を行う「子ども食堂」を 2016 年に開設する方針を決定しました。厚生労働省によると、自治体での食堂設置は全国で初めてで、子供の居場所づくりに乗り出したということです。

そこで次の点を伺っていきます。

まず第 1 点に子供の貧困の実態調査と貧困対策の計画策定はどのようになっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

子供の貧困対策計画の策定では、子どもの貧困対策の推進に関する法律において、「都道府県が計画を定めるように努めるものとする」と規定されており、県においては、今年度中に計画の策定を行い、公表するとのことです。

子供の貧困状況を把握するためには、その背景にあります子供の属する世帯の経済状況や就学状況、食育の状況など多角的に調査する必要がある、芦屋町といたしましては県の策定される計画を見極めながら、子供の貧困対策における実態把握のための手法や効果的な取り組み、計画策定の必要性について検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

実態調査と計画については、今後作成していくということですが、平成25年6月26日にですね、子どもの貧困対策の推進に関する法律ができています。この目的としてはですね、第1条に「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的」としております。

基本理念として、2条に「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」としております。そして、地方公共団体としては、「基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」というふうになっています。それによって、教育の支援、それから生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、調査研究、こういったものをですね、やるということになっておりますが、ぜひですね、こういった法律にのっとってですね、芦屋町でも十分策定していただきたいのと、それと、実態調査についてですが、これは東京都の足立区の例なんですけど、調査は保護者にアンケート用紙を配り、所得や学歴、勤務形態を尋ねるほか、子供については虫歯の有無、起床・就寝時間、朝食をとる習慣などを無記名で回答するとしています。こういった子供の問題を取り上げたNHKの解説者も、個人情報取り扱いには細心の注意を払いながらも、まずは貧困の実態把握が対策を進める上では重要で、調査で浮かび上がった課題の解決に向けて自治体が対策を立て、国が財政的支援をしていくという、そういったことを言っていますので、ぜひこの立場に立って

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ですね、子供の実態調査と計画、それをですね、作成していただきたいというふうに思います。

続いてですね、貧困の連鎖を断ち切り、学習や食の環境を整える自治体での「子ども食堂」を設置すべきではないのか。この問題について伺います。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

子供の貧困問題が深刻化している中で、民間支援機関を中心に生活困窮世帯やひとり親世帯などに支援を提供する「子ども食堂」の取り組みが全国的に広がっていることは認識しております。この「子ども食堂」の取り組みにつきましては、子供の貧困対策としての食の保障だけではなく、地域における子供の居場所の確保や親子が再び自立した生活を歩み出すきっかけにもなっており、全ての子供の育ちを地域社会全体で支えるという意味で、有意義な取り組みの一つではありますが、現段階では設置については考えておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

北九州市では自治体が設置したということですが、これも大きな自治体であるからできたことでもありましょうし、背景にはですね、北九州市ではフードバンク、余ったその食料を貧困の家庭とかそういったところに配るといふ、そういった運動も起こってですね、それがいろいろ大学とかそういったところと連携しながら行っていくという、そういったボランティアとかNPO、そういったものを支援していく中で、「子ども食堂」がですね、実現したというふうに聞いていますので、ぜひですね、芦屋町におきましても、こういったボランティア活動の支援とか、そういった部分についても、力を入れていかれるように望むものです。

続いてですね、3点目のですね、教育の一環である学校給食を無料にして、学ぶ力が損なわれないように取り組んでいる自治体もふえている。この点についてはどう考えているのかという点を伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

芦屋町におきましては、学校給食法及び同法施行令に従い、学校給食の実施に必要な経費のうち、施設や設備に係る費用、消耗品費、光熱水費、調理の委託料などを町で負担しており、給食費として食材の購入相当額を生活保護及び準要保護世帯を除き、児童・生徒の保護者から負担を

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

していただいております。当町の給食費は、小学生で1食当たり245円、中学生で295円、年間の給食の回数はおおむね180回のため、小学生の1年間の給食費は、1人当たり44,100円、中学生は53,100円となり、町内の小学生約800人、中学生約450人分の給食費を無料化することは、多額の財源を毎年確保し続けていくことになるので、現状では困難であると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

本来的なら、教育は無償であるという観点からですね、取り組まなければいけません、最近はやっぱり給食自体もですね、食べるということだけでなく、食育という観点からですね、栄養問題または地産地消の問題とか、そういった幅広いところにも入っているのですね、本来的ならですね、私たちは無償にすべきだと考えています。ただ、現実的には財政的な問題もあってですね、それはなかなか厳しいことも言われていますが、福岡県のですね、議会事務局のこれは調査の資料なんですけど、議会事務局が全県の議会事務局に連絡してですね、その市町村のですね、給食費に対する補助の問題についてをとっています。全ての議会事務局が把握できていないという問題もあってですね、全部ではありませんけど、一応資料の中ではですね、404自治体がですね、何らかの学校給食についての補助をやっております。沖縄ではですね、22市町村、それからあと京都の伊根町とかですね、佐賀の太良町、ほか群馬の町とか、そういったところがですね、完全無料化というところを打ち出していますが、ほかのところについてもですね、半額補助とかですね、一定の金額を補助するとか、また、米だけを補助するとか、いろいろな施策を個々でやっているのが404自治体あります。

それで、福岡県内では、古賀市が小中学生が3人以上の家庭の保護者のうち、第3子以降の児童を対象に給食費の半額を補助。水巻町では、町立小中学校の児童・生徒に月200円の補助。大刀洗町が町立小中学校の児童・生徒に月額1,000円を補助しています。それから、上毛町は給食費の本人負担のうちの2分の1を補助という、こういった県内でもですね、やっている自治体があります。それが全国全てではないでしょうけども、一応やっぱり400自治体がですね、何らかの補助をやっていているという状況です。

今度ですね、施政方針の中でも学童クラブの多子世帯の軽減を行うということもありましたし、また保育料については、国が第3子以降の無料化という、こういったことも行っております。学校給食の中でもですね、こういった多子世帯に対して補助するという、そういった自治体も相当ふえているわけなんですけど、先ほど言った子育て世代を支援していくという、そういった観

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

点からもですね、全額無償ということはできないにしても、一定のそういった条件をつけた中でですね、特に、これから子供を多く生んで育てようという、そういった方々にはですね、一定のそういった補助もですね、考えてもいいのではないかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。できれば町長にお願いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

ごもっともなお話であるわけですが、やはり芦屋町を預かるものといたしましても、やはりどうしても先ほど課長が申しあげましたように、やはり財源をどこから持って来るかということが、大きな問題になるわけですが。ちょっと私、あの議員の一般質問の中で、ちょっと無料にした場合の試算を電卓で叩いてみたら、約 6,000 万円かかるんですね。芦屋町小中学校全員無料化した場合 6,000 万円。これはもう真水とって補助金のない金額である。これをやるには、また新しくするのか、それかどこか減らすか、そういうような工夫をしなくちゃならないと思っております。芦屋町はですね、非常に教育費に対しまして、職員雇用しているいろいろな職員も、各他町に比べまして、十数名余分に雇用しております。金額に直しますと、いろいろな形の中でこれも試算してみますと、約 4,000 万円ぐらい他町に比べまして、教育費に、教育に関する金額を投じているわけですが。これをまた給食費 6,000 万円入れますと、1 億になる。やはりこの小さい町でいろいろなやっぱり、議員も先ほど一般質問されましたように、やっぱり福祉、教育というのは非常に大事な施策であるということは、おのずとわかるわけですが、活性化策もしなければならぬし、その辺のバランスというものがあると思います。その中で、議員が最後に言われました、いわゆる補助の部分につきましてはですね、ある程度どこかを削ってですね、今、よく精査させまして不要なものをどこか削って、それに回すといういろいろな形の中で検討すべきことではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ぜひですね、本当に先ほども言ったように、子育て世代のお母さんたちが、やっぱり芦屋町に住んでよかったと思える、そういった施策を打ちながら、芦屋町の魅力をですね、出していただきたいと思えます。

続いて 4 点目、子供の権利についての広報は大きな課題だがどう考えているのか。また、子供の権利の代表的な意見表明権を保障するため、町の計画や事業について子供の意見を取り入れ、

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

参画を進めるべきと考えるがいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

子どもの権利条約に関しましては、福祉、医療、健康、教育など多岐の分野にわたることから、私のほうからお答えさせていただきます。

条約における子供の権利は四つの柱が示され、一つ目は生きる権利、二つ目は育つ権利、三つ目は守られる権利、四つ目が御質問にもかかわる参加する権利でございます。今、報道によりますと、多くの痛ましい児童虐待事件などが多々起こっている状況でございます。このような中、議員の質問にもありますように、私ども行政に携わる者は、この子供の権利の理念に関して、啓発、周知することが必要だと思っております。なお、関係するところは教育や福祉部門など、連携する必要がありますものですから、全体調整をしながら子供の日に合わせるなどして、啓発をしていきたいと考えております。

次に子供の権利の代表的な意見表明権を保障するため、町の計画や事業について、子供の意見を取り入れ、参画を進めるべきではないかという御質問ですが、以前には子供議会を行ったり、近々では今回の町の総合振興計画の後期基本計画及び地方創生における中学生に対するアンケート調査で、子供たちの意見を求めています。ただ、子どもの権利条約第 12 条の意見表明権は、その意見を聞いた上で、行政運営に反映すべきであるということを行っているのではなく、基本的な理念として、その意見を年齢や成熟度によって考慮されるべきであるというものでございます。また子供自身に影響を及ぼすあらゆる法手続の中で、聴取される機会が与えられるということも示されておりますので、法的にも守らなければならないものでございます。つきましては、何よりもこれらの子供の権利を守ること、そしてそれを周知啓発し、住民の皆さんの御理解を得ることを推進するべきものと考えている次第でございます。なお、子供の意見を取り入れるかどうかにつきましては、いろいろな計画の中で、その都度判断をしていくことになると考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

広報につきましてはですね、やはり、子供さんが見られるということなのでですね、やっぱり子供が見てわかる広報ということですね、それぞれの自治体で苦勞しているようですけど。これは上越市なんかは、こういったカラー刷りのですね、広報もありますし、またある程度の中高

生向けの部分もありますけど、今度、小学生の低学年向けにもっと簡単にしたですね、広報をつくったりとか、そういったいろいろな努力をして、子供に対して、こういったあなたたちの権利があるんですよということをですね、ちゃんと広報しておりますので、ぜひ今後そういったことを策定していくのであれば、そういった点をですね、ぜひ学んで来ていただきたいと思います。

それと、意見表明権についてはですね、これは意見表明権、子供がちゃんと意見を言って、大人がそれに耳を傾けるという、それがまず第一の始まりだと思いますけど、これは基本的には学校の運営とかそういった部分についても入っていつているんですけど。ただ、町に住んでいけば、子供がやっぱりこんな町になったらいいとか、あんな町になったらいいとか、そんなものもありますし。特に2分の1成人式とかですね、そういった中では子供たちが将来の芦屋町をどうしたいとか、そういったことが今もやられていますけど、そういったものをもっと具体的にしていくべきではないかなというふうに考えています。

例えば、北海道の奈井江町ではですね、これは、いろいろ賛否もあるかもわかりませんが、合併問題が起こったときにですね、合併問題について子供に住民投票を行っています。その場合は小学校の5年生以上と中学校、高校生に対してですね、ちゃんとした説明会も行い、そして大人とはまた別に子供の投票を行うという、そういったことをやっています。ちなみに、そのときの子供の判断は、大人より合併ではなくて、自分たちの町を守りたいという声が強かったので合併反対が90%であったみたいなことを言っていましたけど。それがいろいろ、理解度がどうかという問題もいろいろあると思いますけど、とにかくやっぱり、こういった自分たちが生活する場にも、やっぱり子供の意見をすくい取るという、そういったことが今後も自治体の運営の中では、必要ではないかなと思いますので、ぜひですね、そういった方向に考えていただきたいと思っています。

その観点からですね、芦屋町としてですね、子供の権利条例の制定、こういったものも考えるべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

条例ということでございますが、具体的に条例を制定している市町村はそんなに多くはございません。福岡県では宗像市と筑前町の2団体のようにございます。これら条例では条約と同様に子供の権利に関する理念的なもの、それから相談体制などに関して規定がされております。本町では、地域福祉計画によりまして、児童福祉と子育て支援に関して、町ぐるみでこれを進めること。それから、「芦屋の子どもは 芦屋で育てる」として、子ども・子育て支援計画を策定して配慮が必要な子供と家庭への対策を講じております。このように、子供の権利を踏まえた具体的

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

な計画を策定し、進めていますので、条例制定については特に考えておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

子どもの権利条約総合研究所の調べですと、2014年の11月時点で、総合条例が39自治体で制定していきまして、個別条例が18自治体、それから施策推進の原則条例という、これが43自治体しております。福岡県内は先ほど副町長が言ったようにですね、2団体と言っていますが、これには4団体、福岡県の志免町、福岡県の筑前町、福岡県筑紫野市、それから福岡県宗像市と4自治体が制定しております。

確かに、こういった条例を制定したところがですね、それぞれで子育て支援の関係から、こういったものに似たものもつくっていますし、それから、次世代育成計画、これが出たときにですね、やはりそういった点では子供のちゃんと権利を守ろう、国連で子どもの権利条約に基づいたですね、条例をつくらうということで、設置されております。これには書いてありませんけどですね、福岡県でもですね、県レベルではちゃんとした、こういった国連人権条約に基づいた宣言をしています。これは福岡県子供会議版子供の人権宣言ということですね、福岡県自体は前文としてはですね、「わたしたちの命はかけがえのないとても大切なものです。そしてわたしたち子どもは未来をつくる大きな希望です。それなのにわたしたちの夢や自由、命までうばってしまう、悲しい現実がこの世の中には、たくさんあります。1989年に世界中の人たちが『子どもの権利条約』を守ると約束しました。でも、やっぱりわたしたちの仲間です。苦しんでいる子どもたちはたくさんいます。だから目をそらさないで、おとなの人たち、子どものみんな！いっしょに考えましょう“子どもは生まれながらにして権利をもっているということ”そしてみんなを守りましょう。子どもたちの未来のために。」ということで、これで権利のこと、それから自分のこと、学校のこと、家庭のこと、社会のこと、差別のこと、環境のこと、大人に言いたいこと、こういったものをですね、2年間かけてですね、子供や大人も集まってですね、つくって宣言しているという、これ福岡県でもやっぱりこういった宣言をちゃんとしているわけです。

そういった点ではですね、私はやっぱり芦屋町でも子育て支援をちゃんと明確に位置づけるためにもですね、子供の権利条例をですね、やはり制定していかなければですね、いけないというふうに思います。これは、議会で提案して、やっている自治体なんかも多いと思いますので、執行部だけでなく、私たちも考えて、やはり子供の権利条例、こういったものをぜひ芦屋町でもつくっていききたいというふうに考えています。

では、3点目にですね、医療制度改革について。中央社会保険医療協議会は2月19日、医療

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

サービスや薬の公定価格である診療報酬の 2016 年度改定内容をまとめて厚生労働大臣に答申しました。この中で、医療関係では、薬局には薬剤費を減らす役割を担わせるため、患者の服薬指導などを行う、かかりつけ薬局への報酬を新設しています。特定病院の処方箋を扱うだけの門前薬局についても報酬を削減し、再編を進めていきます。また、福岡県の地域医療構想では、国の地域医療構想策定ガイドラインに基づき、2 次保健医療圏ごとの病床数の必要量などを定めていくことになっています。さらに、国保の広域化では、県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営は県が責任主体となることが決まりました。今年度中に標準保険料利率の算定方式が示され、2016 年に確定する方向です。このような医療制度改革が、芦屋町にどのような影響をもたらすのか、以下の点について伺います。

まず 1 点目に、かかりつけ薬局の新設や門前薬局の報酬削減により、芦屋中央病院や芦屋町内の薬局にどのような影響があるのかについてを伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

芦屋中央病院評価委員会を住民課が所管しておりますので、病院から聞き取りを行い調査した内容を報告いたします。

まず、かかりつけ薬局と門前薬局の説明をさせていただきます。

かかりつけ薬局は、昨年 10 月に厚労省が公表した、患者のための薬局ビジョンに三つの機能を持つものと定義されました。一つ目に服薬情報の一元的・継続的な把握と、それに基づく薬学的管理・指導、二つ目に 24 時間対応・在宅対応、三つ目にかかりつけ医を初めとした医療機関などとの連携となっています。

門前薬局とは、病院など医療機関の敷地の外に店舗を構えて営業している薬局のことです。処方方の受付が、ほぼその医療機関に集中していると想定されます。

今回の改定は、大型門前薬局とかかりつけ薬局の評価が大きく見直されています。地域包括ケアを推進する観点から、かかりつけ薬局の機能を果たさなければ、薬局の報酬が下がる仕組みとなっています。

大型門前薬局の評価の見直しは、全体の処方箋受け付けが月 4 万回を超える大型薬局グループで、特定の医療機関からの処方箋が 95% を超えた場合などに、調剤基本料がこれまでの点数 25 点から 20 点に減点されることとなり、さらに、かかりつけ機能がなければ、半分の 10 点になるというものです。これにより、薬局は門前薬局からかかりつけ薬局への移行を目指しています。

一方、かかりつけ薬局の評価の見直しでは、患者にかかりつけ薬剤師になることの同意を得た

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

上で、服薬指導等を行うことでかかりつけ薬剤師指導料を算定できるというものが新設されました。一人の患者に対して一人の薬剤師が薬を管理することにより、薬の飲み残しや副作用の有無などを一元的に把握することと患者本位の医薬分業の実現を目指しています。

御質問は、芦屋中央病院と町内の薬局についての影響とのことですが、今回の改正は、病院の門前にある規模の大きいチェーン店が主な対象となっています。よって、特段の影響はないものと考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか難しい内容でしたけど、かかりつけ薬局自体がですね、かかりつけ薬局というよりも、かかりつけ薬剤師の役割がこれからは大きくなるということで、そのかかりつけ薬剤師を薬局は雇用していかななくてはならないということ。それと先ほど言ったように、薬剤相談を行うために、24時間対応を行うということ。それから、そういったかかりつけ薬局になると備蓄薬剤品目、こういったものがですね、相当の数を保管しなければならないということでもあります。また、かかりつけ薬剤師になること自体も、いろいろなハードルが高い状況がありますので、なかなかこのかかりつけ薬剤師、かかりつけ薬局をですね、つくるというのはいろいろな問題があるというふうに聞いております。

ただ、利点としてはですね、ジェネリック薬品が多様に使われるということと、今度の改定の中で、価格は新薬の原則5割まで引き下げられるという、そういったことになっています。ただ、問題はやっぱり先ほど言ったようにですね、一般的な薬局がですね、かかりつけ薬剤師を置かなければ、調剤報酬が50%、半減されるということですね、そういった点では薬局自体の経営が厳しくなっていくということがあります。院外処方今度町立病院もしますが、院外処方自体はですね、門前薬局でお薬を買えばいいということではなくて、それぞれ町の中の薬局で、かかりつけ薬剤師をつくって、薬の管理をしながらやりなさいということが一番主なので、基本的には一つの薬局が病院の前につくられればいいということではなくて、自分の家の近くにですね、そういった薬局を配置され、そこでいろいろな薬剤の管理をしてもらう、薬剤指導をもらうという、そういったことが目的なんですけど、これができなくなってしまうという点ではですね、やっぱり住民にとって大きなデメリットになってくるというふうに思います。

そういった点ですね、この芦屋中央病院についてはですね、院外薬局の処方箋への切りかえを打ち出していますが、院外処方のメリット、デメリットを明らかにしてですね、やはり患者負担がどうなるのか。病院にとってのメリットは何か。また、受け皿となる薬局は充実するのか。

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

かかりつけ薬局の周知と理解はできているのか。こういったさまざまな問題がありますので、これをやはり町民に対してですね、病院の説明会とかそういった中でですね、丁寧な説明を行うべきだというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

病院のほうで、今いろいろな実施設計等行っておりますけれども、今の予定としましては、6 月ごろに住民説明会をするということで聞いておりますので、その中で今、川上議員がおっしゃられたようなことをしっかり説明できるような形で病院のほうには話をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

この薬剤の問題とか、医療改革の問題はですね、今後まただんだんと情報もですね、出てくると思いますので、そういったものも踏まえてですね、住民説明会の中で住民に十分周知できるようにしていただきたいと思えます。

続きまして、2 点目のですね、福岡県の地域医療構想では 2025 年の必要病床数を 6 万 5,377 床とし、2013 年の 7 万 3,956 床から 8,579 床を削減する予定です。2 次保健医療圏の北九州ブロックでは 2,032 床の削減が見込まれています。芦屋中央病院での病床数は今後どのようになっているのか、考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県が進める地域医療構想について、保健医療圏ごとに設置される地域医療構想調整会議にですね、行政関係者として委員に加わっておりますので、私から説明申し上げます。

地域医療構想は、高度急性期、急性期、回復期、慢性期と四つの病床の機能ごとに 2013 年の医療需用をもとに、2025 年の医療需用と必要病床数を推計し、あるべき医療供給体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すものでございます。議員御指摘の 2025 年の病床数について、福岡県は国の示すガイドラインに基づき、医療機関所在地ベースという条件のもと推計したものの説明でした。また、地域医療構想については、現在県内 13 地域で会議体を設置し、あるべき医療需用を算出するために地域の課題抽出や施策の検討を

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

している段階であり、計画策定までには至っておりません。したがって、福岡県全体、北九州保健医療圏の病床数等については何も決まっておきませんので、芦屋中央病院の状況についても同様でございます。

なお、福岡県が進める地域医療構想の現時点でのスケジュールについて御説明申し上げます。福岡県では、県内に 13 ある保健医療圏を地域医療構想区域と決定することを前提とし、地域医療構想策定会議及び地域医療構想調整会議の二つの会議体での検討を経て 8 月をめどに構想案を策定し、福岡県の医療審議会にて調査・審議を行い、パブリックコメントを経た後、本年 12 月に地域医療構想を策定することとしています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

まだ十分決まっていないということですが、一応ですね、こういった、たたき台は出てきています。今まで一般病床と療養病床であった部分についてはですね、高度急性期、急性期、回復期、慢性期という、こういったふうな中で細分化されて、そして、これをそれぞれによって削減していくという目標を持たしているんですけど。慢性期とですね、急性期、高度急性期についてはですね、削減方向ですが、回復期病床についてはですね、病床機能報告を 2014 年に出したんですけど、この時点から見てもですね、3,150 床ふやすという、これだけはですね、全体的には減らしていくんですけど、この回復期病床についてはふやすという方向を打ち出しています。そういった点ではですね、芦屋町の町立病院におきましても、いろいろなところで療養病床とか一般病床が減らされてもですね、回復期に置きかえてですね、現在ある 137 床、これをぜひ守っていただきたいというふうに思いますが、その点はこういったふうにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

もちろん、そういうことで 137 床は確保しなければなりません。今、福祉課長が委員、それからうちの病院長も委員の一人で加わっております。その中でも、しっかり 137 床、芦屋中央病院の病床数は確保するという方向性を確認しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

今後ですね、地域医療を守っていくためにもですね、芦屋中央病院の 137 床というのをですね、ぜひ守っていただきたいというふうに思います。

それでは最後にですね、加入者の割合が高齢者が多く、低所得者が多い、国民健康保険の構造的課題に起因する財政運営の認識について伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

国民健康保険の財政運営についてお答えします。

国民健康保険は、被用者保険と比べ、被保険者全体に占める高齢者や低所得者の割合が高くなっており、医療費の変動の影響を受けやすい小規模保険者が多いこと、市町村間における被保険者の年齢構成や所得分布に差異が生じていることなど構造的な問題を抱えています。また、市町村間の保険税の格差も問題となっており、芦屋町においても一般会計から繰り入れを行い、財政運営を行っています。

これら国保が抱える問題に対し、これまでも国、県及び町による公費投入や、市町村国保間または被用者保険を含む医療保険制度間での財政調整等の取り組みが行われてきました。また、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議等を踏まえ、保険者支援制度と県単位の共同事業の恒久化、保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大が法定されたほか、保険基盤安定制度や保険者支援制度の拡充などが予定されていますが、いまだ十分とは言い難い状況にあります。

このような現状を改善するため、国民健康保険の運営に関し、県単位による広域化を推進することが必要との観点から、国民健康保険法が改正され、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、町は地域におけるきめ細かい事務を引き続き担うこととされました。

県では、平成 30 年度からの国民健康保険のあり方の見直しの準備を円滑に進めることを目的に、県と市町村で協議するため、福岡県国保共同運営準備協議会を設置しました。準備協議会では、納付金や保険料の標準設定、国保運営方針などを協議することになっているため、情報収集に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

国保の運営については構造的に財政が厳しいということですが、2014 年の県内ですね、国保の職業状況を見ますと、農林水産業が 2.2%、自営業が 18%、被用者が 32%、被用者

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

というのは従業員が 5 人以下、それからパート、アルバイト、こういった方々です。それから無職が 4.5%、その他が 1.3%ということで、被用者、無職でですね、8割を越えているということで、そういった点ではですね、大変やっぱり厳しい構成になっています。

このことからですね、国保は高齢からくる医療費増のためにですね、低所得者が多い中で、保険料は上がり続け、滞納者は 2割近くに達しており、国民健康保険制度のですね、土台が揺らいでいる状況です。国保の現状はまず、やっぱり国庫支出金の投入がないと維持できないのですね、国庫の割合が 1980年代 50%入れていたのに、現在は 25%まで低下しているという、ここにやっぱり一番大きな問題があつてですね、これをやはり 80年代並みの 50%に引き上げるということを国に求めていかなければなりません。

それで、どうしているかということですね、先ほど課長が答弁しましたように、各市町村の繰上充用や、この一般会計からの法定繰り入れをやっております。またこれがなくなればですね、保険料の大幅な値上げを強られるということになります。国保が広域化されて、平成 30 年からですね、県になるということになります、現在もですね、昨年から 1 円以上の医療費は全て保険財政共同安定化事業の対象となりですね、広域化の第一歩となっています。今はそれでも町からの一般会計の繰り入れとかをやっているんですけど、これが県の広域化支援方針の中ではですね、一般会計の繰り入れ、繰上充用の解消をうたうということですね、今、市町村にしています。

それでもう時間がないのでですね、町長に伺いたいんですが、最後。やはりこういった介護保険の保険料の設定についてもですね、介護保険広域連合のようにブロック別保険料、先ほど吉永課長が言った 2 次医療圏別、こういったところにブロック別保険料を設定して行ってですね、やろうということを考えています。介護保険の広域連合の保険料は自治体からの繰り入れを認めておらずですね、給付の増大が即保険料の値上げに連動しているというのは御存知のことと思います。住民に身近な市町村が保険者でなければ、一般会計からの繰り入れは考えずにですね、給付の抑制と徴収強化、そして資格証の発行とかそういったことにですね、つながると思いますが、ぜひですね、そういった国や県がですね、住民の命と健康を軽んじるですね、医療行政を行っているときに、その防波堤となつてですね、国や県を正し、町民の命と健康を守ることが町の役割と考えますが、町はぜひですね、その立場に立っていただきたいというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

議員がるる、お話されたとおりでございまして、今、平成 30 年度からあり方の見直しの準備

平成 28 年第 1 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ということで、福岡県の国保共同運営準備協議会というものが設置されております。その委員に私も参加しておるわけでございまして。もうこれは芦屋町に限らず、全国的な国のレベルの問題でありまして。国のほうは、財政運営につきましては県、事務につきましては町という、これ一つの大きな二つの柱、これははっきりしておるわけでございます。じゃあその中身についてどうするかという形の中で、今から協議に入って行くわけでございます。県は一律にしようとしておったわけでございます。国保料金を一律にして、そこでいろいろ論議がございました。まあしかし、これは無理であろうというような形の中で、今、終わっておりますので、今、まさに審議中であるわけでございまして。その中でやはり、しかし、一律に決まったといたしましても、ここは、これからは町民のあれなんです、芦屋町といたしましても、いわゆる急激に上がることのないような中で、状況によっては政策的な支援として、一定の赤字補填も必要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。